

パネルディスカッション「条例から始まる被害者支援」

パネリスト

- 青木聰子 殺人事件 遺族
NPO 法人 犯罪被害当事者ネットワーク 緒あしす 代表
- 佐藤慎吾 群馬県警察本部 警務部広報広聴課 犯罪被害者支援室 室長補佐
- 飯牟禮充代 横浜市犯罪被害者相談室 相談員
社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師
- 辻内衣子 元中野区犯罪被害者等相談支援員
元東京都被害者等支援専門員 保健師
- 仲律子 公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター副理事長
臨床心理士・公認心理師

コーディネーター

- 尾崎万帆子 白梅学園大学 准教授（被害者学）

尾崎： パネルディスカッションに入りたいと思います。ここからは「条例から始まる被害者支援」というテーマでお話を進めていきたいと思っています。今、ご紹介いただきました、私、コーディネーターの白梅学園大学の尾崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

ここでは第一部の鼎談と、また被害者の声としてお話しいただいた寺輪さんのお話も踏まえて、パネリストの皆様にお話をいただきたいと思っております。私のほうからまずパネリストの皆様のお名前だけ、ご紹介をさせていただきます。この後、お一人ずつお話をいただく際に、ご自身のご所属やお立場につきましては、お話しいただければと思います。まず私から見て左から順にご紹介させていただきます。青木聰子さんでございます。続きましてそのお隣、仲律子さんでございます。向こう側のテーブルのパネリストのご紹介になります。佐藤慎吾さんです。飯牟禮充代さんです。辻内衣子さんです。

では、お一人ずつお話をしていただきたいと思います。今日のパネルディスカッションでは、今、お示ししています4つのテーマに沿ってお話をいただきたいと思っております。1つ目が各自治体における条例制定の状況について、2つ目が条例が作られたことによる変化について、3つ目が条例制定後も継続して被害者の声をうかがうことの重要性について、そして4つ目が都道府県と市区町村の関係ということになります。では、1つ目の話題でございませう。各自治体における条例制定の状況ということについて、自治体の職員の方もいらっしゃると思いますが、それ以外の私のお隣にいらっしゃる青木さん、当事者の方もいらっしゃると思いますが、それぞれ各自治体の条例制定や自治体における被害者支援に関連する活動をされていらっしゃる方、お立場ということでお話をいただきますので、関連する自治体の条例の制定過程や特徴についてというところを、自己紹介を含めてお話をいただこうと思っております。

ます。また、制定に関わられていらっしゃる方、もしくは今の担当者ということで条例の制定には直接関わられていらっしゃらない方もいらっしゃいますが、もし条例制定に関わられているという場合には、どのような働き掛け、もしくはどのような関与をされてきたのかというあたりについて、お話をいただこうと思っております。

では、まず青木さんからお話をいただきたいと思います。青木さんには、ご自身のご経験された被害についてのお話も踏まえて、お話をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

青木： あらためまして、こんにちは。青木聡子と申します。本日はよろしく願いいたします。今も尾崎様からお話しいただいたように、私自身は殺人事件の遺族で、行政の人ではないので、条例の制定等については正確でないところもあるかもしれません。そのところはご容赦をいただき、ぜひ地元の愛知県、名古屋市の担当課にも、お問い合わせをいただきたいと思っております。

最初に、私の両親が殺害されたその事件概要に触れさせていただきたいと思います。私は、1996年に愛知県名古屋市内で発生した事件で、被害者の遺族という立場になりました。覚せい剤の常習者であった加害者が、その覚せい剤を買うお金が欲しくて、実家、両親が住んでいる自宅に侵入して物色をしているところに、外出をしていた両親が帰宅して、鉢合わせとなって両親を包丁でめった刺しにしたというのが、事件の発生の状況です。その後、加害者は逮捕、起訴されまして、開かれた裁判の争点は、いわゆる「責任能力」の有無でした。というのは、犯行当時、覚せい剤を打っていたということもあり、精神鑑定はトータル3回行われました。そして、その精神鑑定の結果は、責任能力がある、責任能力がない、一部責任能力があると3つに分かれました。私たち素人の遺族からしてみると、こんなばらばらの精神鑑定で、どうなるのかなと思ったのですが、最終的に裁判所が採用したのは一部責任能力がある鑑定、つまり心神耗弱を認めました。よって求刑は「死刑」でしたが、減刑がされて「無期懲役」の判決が出ました。そして、検察側も控訴をしてくださったのですが、一審の判決を支持して、「無期懲役」に確定しました。遺族としては、覚せい剤自体が日本では違法です。その覚せい剤を自らの意思で打ち、そこに窃盗、そして両親2人の殺人という罪が重なって、刑罰は重くなるはずと思っていたのですが、判決結果は減刑されたというが、とても不思議な気持ちでした。裁判が終わって判決は下りていますが、現在も、覚せい剤をはじめとした薬物の問題、そして精神鑑定とか刑法39条に関しては疑問を持ち続けています。そして、これから先も刑事の手続きとか、刑法、刑事訴訟法については問題意識を持っていきたいとも思っています。

今、刑事的なお話をさせていただきましたが、実際にこうして被害者遺族になってみると、犯罪被害に遭うということは、それまでの生活が一変してしまうこと、当たり前前の生活の続きができなくなってしまうことだということを実感しました。というのは、現場検証が3カ月ぐらい行われました。現場が両親の自宅ということもあり、遺族として事情聴取も受け、

現場検証の立ち合いもしました。そのために仕事は3カ月休みました。ということは、その間、当然収入がなくなります。まず経済的な問題がそこに押し寄せてきました。そして、現場検証の間は実家に自由に入ることができなかつたのですが、「終わりました。入っていいですよ」と現場に入ってみると、その現場は畳の上、フローリングの床、血痕がそのままでした。そして、予想にしなかつたのが、指紋検査薬が家具から食器から母親の化粧品の瓶のふたまで付着をしていました。これは丁寧に現場検証をしていただいた証です。そこから前科のある加害者の指紋を採取し逮捕していただいています。が当時は、そうした現場の清掃を私たち遺族がしました。もし、現場の清掃を業者に頼めばその費用を被害者遺族が負担しなければなりません。現在では、地元の愛知県警でも、クリーニング費用を公費で負担する制度を設けていただいています。そして、清掃をした後も、その両親の実家自宅をどうするか、遺された家族で悩みました。引っ越しをすれば当然転居費用が掛かるでしょう。もし売却するとしても事故物件として評価額が凄く下げられてしまいます。私たちは、内装工事をして間取りを変え、現在、そこで暮らしていますが、その内装工事代は私たち遺族が負担をしています。加害者に対して賠償請求することは弁護士費用が掛かるのではないかとてそんな気力、エネルギーもない、そうした理由からも民事訴訟はおこしていませんが、犯罪被害に遭ったその後の生活が、いかに経済的にも大きなダメージを負うかという事を身を持って体験しました。

そうした中、私たちは2000年9月に殺人・傷害致死等の遺族を中心とした犯罪被害者等の自助グループを発足しまして、平成27年(2015年)にNPO法人化をしています。立ち上げ当時は平成12年(2000年)ですので、頼る先も少ない中、全国犯罪被害者の会「あすの会」に会員として参加させていただいたり、「いのちのメッセージ展」にも参加をさせていただいて、全国で活動を始められた多くの被害者の皆さんに、お知恵や情報をいただき、地元での活動をしてまいりました。実際には、グリーンワーク等の自助グループの集まりや専門家を招いての勉強会といったクローズの集まりに加えて、社会に向けてオープンな形で、犯罪被害者支援企画「いのちかなでる」、音楽で犯罪被害者を応援するプロジェクト「いのち奏でる」、パネル展「～ねがい～」も開催しながら被害者支援の充実を願い、そして被害者の存在を知ってもらうための催しも行ってまいりました。

そして、行政への働き掛けについては、私どもは平成26年に、お世話になっております被害者が創る条例研究会の皆さんが作っておられる条例案の冊子を持って名古屋市の担当者を訪ね、「ぜひ名古屋市にも条例を制定してほしい」、そんなお願いをしました。ちょうどそのころ、私どもだけではなくて、地元の愛知県の弁護士会の方とか名古屋市も、先ほど泉前市長からもお話がありましたけれども、兵庫県の明石市に視察に行ったりし、条例制定の機運が高まる中、名古屋市の中に犯罪被害者支援に特化した条例が作られました。こちらを見ていただくと、平成28年にその検討懇談会が開催されまして、そこに私も委員として出席もさせていただきました。そして名古屋市では被害者等のニーズ調査をしていただいています。これは私ども緒あしすをはじめ TAV 交通死被害者の会という交通犯罪の被害者の

方々、それから民間の支援センターが支援をした被害者の方々にもニーズの調査をいただいています。そして、平成 30 年に名古屋市犯罪被害者等支援条例が制定をされています。名古屋市のリーフレット等を参考資料として会場の皆様にもお手元にお配りをしており、資料としてオンラインにも載せていただいていると思います。また施策等については後ほど触れたいと思います。

それから、愛知県には、先ほどお話ししたようなパネル展だったりとか「いのちかなでる」といった催しに応援をいただいたりする中で、令和 2 年に NPO と行政のテーマ別意見交換会が開催されました。その際、進行役を務めさせていただくとともに、「愛知県にも支援条例を作ってもらいたい」と意見も述べ、「(その当時の)神奈川県のように県の中に支援をするブースを置いて、関係機関が連携をして取り組みを進めていただけたら」というお話もさせていただきました。翌年(令和 3 年)、愛知県犯罪被害者等の支援に関する会議が開催され、この会議にも委員として参加をさせていただきました。そして、令和 4 年(2022 年)に愛知県犯罪被害者等支援条例が制定をされました。こちらにも愛知県のリーフレットを皆さんのお手元にも配布をし、オンラインにも載せていただいていますので、ご覧いただければと思います。他の県や市町村のお話をお聞きしていて、「推進計画」というのが立てられているようですが、素人の私が名称の違いなのかと感じたのは、愛知県では「指針」を策定する策定会議が、条例が制定された年に行われ、ここでも被害者としての意見を聞いていただき、令和 5 年(2023 年)には指針の策定に基づいて、指針に従って見直し、そしてフォローアップもしていただいている状況であります。ひとまず私のほうからは以上です。

尾崎： ありがとうございます。話が前後してしましますが、会場にいらっしゃっている皆様にはお手元に資料を配布しておりますので、各パネリストの皆様のお話の補助の資料としてお使いください。オンラインでも配布しております。ただ、投映している資料と若干お手元の資料が異なる部分もございますが、その点については投映されているところをご覧いただければと思います。間に挟んでしまって申し訳ありません。

では、次に仲さんに、まず自己紹介をしていただいて、三重県の状況についてのお話をいただきたいと思います。

仲： 皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター副理事長の仲と申します。よろしくお願ひいたします。本日はこのような機会を与えていただきまして誠に感謝しております。公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、民間支援団体でございまして、2005 年に設立準備委員会が立ち上がりました。私はその当時から理事をしておりますので、犯罪被害者支援に携わりまして 20 年たちます。このセンターは、みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」の事業を県からも委託しております。私は公認心理師でもあり、臨床心理士でもございますので、こちらで臨床心理士相談等も実際に行っております。

先ほど寺輪さんのほうからご紹介がございましたけれども、2013年に寺輪さんの事件が起こりまして、その直後からセンターは支援に入らせていただいているのですが、当時三重県は県にも市町にも条例がないゼロ条例県でした。それで、2018年に寺輪さんが当時の三重県知事にお手紙を書いて「ぜひ条例を制定していただきたい」とお声を上げていただいて、すぐに当時の三重県知事が「条例を制定します」とお約束いただいたところから県条例の制定が始まりました。実際に「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」検討懇話会がその直後から立ち上がりまして、立ち上がってから8カ月間という短期間で条例制定まで至ったのですが、私は当時大学教授をしておりましたので、学識経験者としてその委員会に参加させていただきました。そして、県条例の中に推進計画を策定するという条文がございまして、それに基づきまして支援施策推進協議会が立ち上がりまして、その協議会は2019年から現在まで毎年開かれています。このような年次報告書を毎年作らせていただいているのですが、私はその委員でもあります。それから、三重県には津市という市があるのですが、「津市の犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会」で、津市の特化条例の検討が行われました。そこで私は委員長をしておりました。ですので、条例制定、それから推進施策など三重県の犯罪被害者支援については総合的に関わらせていただいております。

実際の三重県条例につきましては2019年4月1日に施行されておりますが、当時、遺族見舞金は都道府県で初めて三重県が創設をさせていただきました。それが60万円、重傷病見舞金が20万円、精神療養見舞金が5万円という形で、「見舞金という名称はいかがなものか」というようなご意見もございまして、見舞金という形で制定させていただきました。これは広域自治体による条例になります。それから、津市の条例につきましては、基礎自治体ですので、これは生活に特化した条例になっております。三重県の場合は、支援金は三重県の見舞金の半額、つまり遺族支援金につきましては30万円という形で、併給という形になっております。ですから、全国、県、それから市区町村につきましては、併給の支援が望ましいというふうに思っております。ただ、三重県は29市町のうち2市が、まだ条例制定ができていないという状況で、要綱で対応はしているものの、まだ不十分な状況でございませう。

尾崎： ありがとうございます。では、続いて佐藤さんから群馬県の状況についてお話をいただきたいと思っております。

佐藤： はじめまして。群馬県警察本部で犯罪被害者支援室の室長補佐をしております佐藤と申します。本日はよろしくお願ひいたします。まず群馬県内の条例の制定状況なのですが、こちらに出ている通りですけれども、県条例は令和3年4月に制定されております。本県は、スタートこそは遅れましたが、令和2年に1町、令和4年に2市、令和5年に18市町村、令和6年に14市町村で制定されまして、約5年間で、全35市町村なのですが、制定されるに至りました。その間、条例研究会の方に2度ほど群馬にいらしていただきまして、

勉強会なり研修会なりをやっていただきまして大変ありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございました。

県条例制定時の働き掛け状況ということですが、被害者支援センター、群馬県弁護士会、警察などから「他県ではできているけど、群馬でできてないよ」ということで働き掛けをさせていただきまして、知事部局の方のご理解が得られまして、何度か検討会を経まして、制定されるに至ったと聞いております。当県は、犯罪被害者の方の関わり合いというのは、あまりないのですが、県条例の制定時には、当時、とちぎセンターの事務局長、現在、全国の支援センターの理事をされている和氣さんに、オブザーバーということで参加していただきまして、そういう関係では県条例の際には少なからず被害者の方も関与されているところでもあります。

県条例の特徴ということで、他県にもあると思いますけれども、3つありまして、子どもが幸せに育ち成長していくための寄り添い支援、本県を訪れ犯罪被害を受けた方への寄り添い支援、支援従事者への寄り添い支援ということで3点条例に盛り込まれております。それでも当県の県条例には他県であります見舞金だとかの条例や要綱というものはありません。ですが、市町村では全ての自治体で条例に付随して見舞金・支援金の要綱が定められておりまして、遺族見舞金、重傷病見舞金が支給できるようになっております。加えて、いくつかの市では弁護士相談だとか、精神負担軽減、子育て施設の利用、家事代行など、こういった充実した支援が受けられるという自治体もあります。ただ、私が言うのもおこがましいのですが、こういったサービスの充実というのは、1つの市で充実しても、他の市では充実してないということがあると、どこで被害に遭っても同じような支援が受けられるかという面では課題かなと思っておりまして、どこの市でも充実した内容があればいいなと警察としては思っております。こういった面から、これから条例を作られるという市町村の方も今日はいらしていると思いますし、オンラインで見えたらいいと思いますので、もし作られるのであれば、より充実した自治体の条例なんかを参考にして作っていただくと非常にいいのかなと思っております。以上です。

尾崎： ありがとうございます。では、次に横浜市の状況について飯牟禮さんからお話しいただきます。

飯牟禮： 横浜市犯罪被害者相談室の相談員をしております飯牟禮と申します。私は社会福祉職で、社会福祉職としての経験は20年以上ございますが、この被害者支援に関しては、まだ現在4年目で日々勉強中でございます。といいますのも、横浜市は相談室の相談員を横浜市の社会福祉職の常勤職場として2名配置しておりまして、私は令和3年度に着任をしております。社会福祉職の常勤というのは、他の自治体からご指摘いただくことも多く、横浜市の特徴かなと思っております。

横浜市では条例制定からさかのぼること7年前の平成24年度に相談室を開設しております。相談対応を先行して行っております。条例については、相談室開設5年が経過いたしました。関係各所から条例制定について取り組むようにご意見を頂戴したことで、本市としても職員が異動しても質の担保ができる、そして支援の安定的な継続とか充実を図れるという点等から、本市としても条例制定が必要と判断し、平成29年度に施策懇談会を立ち上げ、ご意見を頂戴しながら、平成30年制定、平成31年4月1日に条例を施行しております。条例の特徴でございますが、先ほど群馬県さんのほうからもございましたが、横浜市も観光都市でございますので、横浜に観光に来られて犯罪被害に遭われてしまうという方もいらっしゃるかと想定いたしました。市民以外の被害に遭われた方につきましても、住所地の自治体等と連携しながら、おつなぎをするということを条例で明記しております。これは当時、まだそんなに多くなく、横浜市として条例に明記したというふうに聞いております。次のスライドなんですけれども、見づらくて申し訳ないんですが、こちらは横浜市のホームページにも掲載しておりますので、ご興味ある方、ご関心ある方は、ぜひホームページでご覧いただければと思いますが、横浜市の具体的な支援となっております。これにつきましては要綱で制定をしております。支援範囲を比較的広く取っているのが特徴かなと思っております。支援金等については、ある程度範囲を限定せざるを得ないんですけれども、カウンセリングとか法律相談をかなり広く取っております。被害届の受理状況を不問としております。ですので、例えば幼少期の性犯罪被害などで被害届が提出できない方とか、さまざまなお事情で被害届を提出することを断念された方なども、カウンセリングや法律相談はご利用いただいております。また、お体の被害とか、いわゆる身体犯にも限定しておりませんので、詐欺被害も対象としております。特に詐欺被害の被害者というのは自責感が強く起こり、希死念慮にまでつながってしまうという方も少なくございませんので、精神科医療とかカウンセリングにつなげることの大切さというのを感じております。また、目の前で犯罪が突然起こり、それを目撃せざるを得なくなってしまった方のショックというのも大変計り知れないものがございますので、そういった目撃者についてもカウンセリングの対象としております。私からは以上です。

尾崎： ありがとうございます。それでは、最後に辻内さん、東京都と中野区の状況についてのお話をいただきたいと思っております。

辻内： ご紹介いただきました条例研究会の会員でもあります辻内衣子と申します。今日はおよろしくお願ひします。今日は立場として、現ではありませんけど、元中野区と東京都の職員ということで、お話をさせていただきます。実は私も23年前に傷害致死事件で46歳だった夫を亡くした被害者遺族です。事件後に被害に遭った上でも被害者が裁判やいろいろなところで、つらい思いを重ねるということが、ぜひなくなってほしいと思って、当時の犯罪被害者の会「あすの会」に入って活動をしてまいりました。それとともに働き盛りの夫を亡

くすという立場でしたので、子供たちもいて、死後の膨大な手続きと、それから生活の支援の必要性というものをとても感じて、そのあたりについて、ぜひ充実していただきたいと思っています。私は、実は事件に遭ったときに東京都の中野区の保健師として働いていたので、生活もありましたので、定年まではその仕事を続けました。定年後に会計年度職員として中野区の被害者支援の相談員を3年間務めさせていただいた後、東京都の被害者等支援専門員という職、通称コーディネーターという呼び方をしておりますけれども、勤務させていただいた経験がございます。

中野区ですけれども、当時、中野区では、ここにあるように平成20年に専任の相談窓口が先んじてできております。これは区議会議員の一人が被害者遺族になられて、議会で強く訴えられたことがきっかけとなりました。その後、中野区では10年間にわたり被害者支援について当時の職員がかなり頑張って施策を進めてきました。なので、庁内での連携とか区民の皆様の周知も進んでおり、中野区で区民の意識調査というのをやっておりますけれども、これで「被害者相談窓口が区にあるのを知っていますか」という問いに、30から40%の方が「知っている」と答えていて、東京都全体の中でも非常に高くなっております。そういう状況の中で中野区は区長が変わったタイミングで「よし、条例を作ろう」ということになりました。今までの支援の経験の中で何が必要かということ職員で考えて、もちろん被害者に聞き取りもしながら作ったという経緯があります。次のページに施策が書いてありますけれども、これはホームページにもございますので、ぜひご覧になってください。社会福祉協議会と連携した家事支援などが中野区の大きな特徴かなと思っています。

続いて東京都ですけれども、東京都の場合は議会での訴えがあったというふうに認識しておりますけれども、条例を作ろうということになって、私は条例制定に向けての有識者懇談会に被害者遺族として関わらせていただきました。全国の1割の犯罪を誇る、誇ると言っているのか分かりませんが、東京都だからこそ、本当に役に立つ条例ができてほしいということで、何が必要なのかということを一生涯懸命訴えて、次のページにありますように支援策も作られました。次のページに計画をお示ししてありますけど、もう1つ私が訴えたことは、東京都から区市町村につなぐ役割のコーディネーターを設置してほしいということで、それが取り入れられました。以上でございます。

尾崎： ありがとうございます。このシンポジウムを会場でお聞きになっている皆さんも、オンラインでお聞きになっている皆さんも、おそらくこれから条例を作っていくとか、条例を作る過程にあるとか、施策を進めていこうとかという関係者の方も多くいらっしゃると思うんですけれども、おそらくここに並んでいらっしゃる皆さんは、いわゆる先進自治体といわれるようなところの条例作りや施策作りに関わっていらっしゃった方々が多いので、なかなかハードルは高いかなというふうには思います。でも、先ほど佐藤さんもおっしゃったように、良いところをエッセンスとして取り入れていって、自分たちの地域に合った条例を作っていくという形で、進められていくということが期待されるのかな

と思います。まだまだ市町村での条例作りは、進んではない状況ではあるんですけども、条例ができた後、条例ができて自治体の被害者支援が終わりということでは困ってしまう、そこが実はスタートなんだというところを、この後、お話を進めていきたいと思っております。

ということで、2つ目のテーマにまいります。条例が作られたことによって、どんなことが変わるんだろうと、むしろ条例が作られて何がスタートしていくんだろうというようなことについて、各パネリストの皆様のお立場からお話をいただこうと思います。それは窓口自体の職員の方の変化であるとか、市民の皆さんに対する変化、もちろん被害者支援の対象、支援を受ける権利を持つ被害者にとっての変化とか、あとは支援の対象や数とか、いろいろと施策に関係するところがあると思いますが、そのあたりについて皆様からお話を伺っていきます。まずは飯牟禮さんにお伺いいたします。横浜市の窓口担当者のお立場から、横浜市で条例が制定されたことによる変化というところは何があったかというところを、お話しいただきたいと思います。

飯牟禮： 私は相談員ですので、現場レベルからのご報告となります。条例制定前の平成30年度と直近のデータが出ている令和5年度を比較してみました。まずは相談支援件数の増加が顕著となっています。ちなみに今年（令和6年度）は、これをさらに上回るペースでご相談が入っております。そして、相談の中でも関係機関がつなげてくださることが増加しておりまして、関係機関から紹介されてご本人がご連絡をしてくださる方とか、関係機関の方がご本人の同意を得て直接つなげてくださる方、いずれもあります。純粋な相談支援件数の増加よりも、もっとさらに増加しておりますので、割合が増えていることがお分かりいただけるかと思えます。

せっかく条例ができて機能しないと意味がないと思っております。市民への啓発はもちろんなんですけれども、関係機関への周知とかご説明にも力を入れております。例えば神奈川県警の被害者支援室とは日常的に連携を行ってございましたが、地元の警察署にも我々の制度をご理解・ご活用いただきたいと考えまして、令和3年度に県警の支援室のご了承と多大なるご協力をいただいた上で、横浜市内は警察署が21カ所あるんですけども、全ての警察署を同僚職員とご説明に上がりました。今では地元警察から直接ご相談が入ることも、かなり頻繁にございます。

そして、次に市内の理解増進ですけれども、そもそも条例制定時には、その過程の中で関係各所と調整しながら進めますが、その連携をさらに促進するために、条例制定後に市内連絡会というのを設定しております。これは課長さんを構成メンバーとして、以降、毎年、年に1~2回開催をしております。これは形だけの会ではなくて、いただいた意見をもとに制度に反映することもしております。例えば住民票の支援措置と呼ばれる閲覧制限のための意見書ですけれども、男性の被害者に対して意見書を書く相談機関が非常に少ないことが

問題となっております。このことを庁内連絡会の中でご指摘いただきまして、現在では相談室のほうでも意見書を書いております。

また、相談内容の変化ですけれども、横浜市では性犯罪被害に遭われた方への支援金制度を制定いたしましたことで、性犯罪の相談が増加しております。人数も延べ支援件数も増加しておりますけれども、この件数を人数で割り返した数字というのが、お一人の被害者に対しての平均支援回数になるんですけれども、これも平成30年度には2.8回だったものが令和5年度には7回になっております。これは性犯罪被害に遭われた方には中長期的な支援が必要であるということを示しているかと思っております。自治体が条例を制定して制度を作るということは、これまで自治体に相談することなく過ごしてきた方にとって、自治体にアクセスする大きな要素となっているかというふうに考えています。自治体にアクセスいただいて、ご相談の中でお困り事を聞いていくと、支援金の申請だけではなくて、裁判の傍聴支援であったり、その後も定期的にフォローするなど、中長期的な支援につながっている方もいらっしゃいます。私からは以上です。

尾崎： ありがとうございます。では、同じく窓口で支援の担当をされていた辻内さんから条例が制定されたことによる変化についてのお話をいただきたいと思っております。

辻内： 先ほどから条例制定ということでは、東京都にできたことはとても大きなことだと思いますが、区市町村に関しては、まだ本当に5カ所という、ごくごく少ない数字になっています。これからだと思います。ただ、私が東京都に入って思ったことは、東京都は被害者の数も多ございますので、被害者都民センターにしろ、警視庁にしろ、ワンストップ支援センターにしろ、とても質の高い支援をそれぞれしていらっしゃいます。それから、弁護士会も被害者委員会を中心に素晴らしい活動をされていると思っております。ただ、その広がりという点では、なかなかまだ難しさがあるのかなというふうに課題としては認識しております。

今、横浜市さんからもお話がありましたけれども、条例ができて大きく東京都も変わってきています。1つは施策、お見舞金であるとか転居費用という施策を直接東京都が持ったことによって、東京都の中で被害者の姿が見えるようになってきました。それが職員の意識にも非常に反映していて、東京都は一度できた制度を変更するのは難しいところなんですけれども、転居費用助成の対象者を大きくするとか、そういう取り組みが出てきて、それは条例ができ、支援策ができたからだと思います。また、都の場合、制度の申請は被害者支援都民センターが窓口になっております。そのため今まで都民センターにつながらなかった被害者がつながってくるだとか、あるいは警察から直接制度についての連携があったりというような、連携の広がりを大きく感じております。中野区では条例制定後、専任の相談員以外に常勤の専門職が、兼務ですけれども配置され、事業の継続性ということを考えて、とても重要なことだと思っております。ただ、とても気を付けなきゃいけないと思うのは、条

例ができて支援策ができると、この支援策の対象となる人だけが支援の対象だというふう
に、なかなか考えがちなんですけれども、私は支援策はあくまでもツールであり、支援のき
っかけになるものだと思っています。だから、横浜市さんも中野区も支援が増えております
けれども、東京都でも「転居費用の対象にならなかったけど、区のこの制度におつなぎしま
すね」というようなケースが少しずつ出てきていて、そういう意味の条例であり、支援策で
あってほしいと思っています。以上です。

尾崎： ありがとうございます。今、辻内さんもおっしゃっていただいた通りで、支援自体
が増えていくというところも大きなポイントではあるものの、飯牟禮さんのお話にもあった
通り、連携とか、つなぐとか、意識が変わるとか、いろんなそういうところの変化というの
も、条例が制定されることによる大きな変化であるということが言えるかと思います。

では、自治体の関係機関として、条例ができたことによって、どのように変化を感じるど
ころがあったのかというあたりのお話を聞いていきたいと思います。佐藤さん、いかがでし
ょうか。警察にいらっしゃって、群馬県で条例ができたことによって、どんな変化があった
のかというあたりのお話をお聞かせください。

佐藤： 他の県警は分からないのですが、当県警で私が感じた変化として、私は被害者支援
が今年4年目で、その前は捜査員を14年やっています、被害者の方と接する機会も大変
多かったような経験があります。条例ができる前は、そもそも自治体の方と連携するといっ
ても、どこと連携していいか分からない、「結局、死亡届を出すから住民課だろう」みたい
な、そういう部分・部分というか、部署・部署の割合だったのですが、条例ができて総合的
対応窓口というものがしっかりしてからは、「そこに話をすれば、だいたい話を通る」とい
うことになって、私が「そこに通せば大丈夫」と思っているぐらいなので、被害者の方も相
談しやすくなったのかなと思っています。実際の担当部署というものが総合的対応窓口と
いうことで明確になったことで、市町村の担当者の方も自分の担当業務として熱心に取り
組んでいらっしゃるようになっております。実際に事件・事故の関係で市町村の方に質疑と
かをしたときに、「うちでワンストップでやりますから何かあったら言ってください」とい
うような力強いお言葉をいただいたこともございますし、市町村の方から「これから被害者
の方が来るという連絡がありました。どのように話を聞いたらよろしいでしょうか」という
質問が来たこともありました。また、ある機会では「被害者の方に接するための勉強会を開
いてほしい」というのも数市の方からいただいたことがあります。これはプラス面なのです
が、マイナス面として条例制定前にとある自治体の担当者の方から「作るにあたって、そも
そも被害者の方から相談がないから、いらんんじゃないか」というような話があったとい
うことを聞いたことがあります。そういうことではなくて、窓口がないから相談に行けな
いというふうな考えで捉えてもらえれば良いのではないかと考えております。つまり、条例
制定によって犯罪被害者の方に関わる根拠というものが明確になって、被害者の方が相談し

やすくなる、自治体の方は根拠があって本来の業務として責任を持って仕事に取り組めるという側面があると思いますので、実際に職員の方が前向きに取り組んでいる姿を見ると、意識がどんどん変わってきたなと感じております。以上です。

尾崎： ありがとうございます。意識の変化というところは、関係機関からも感じる場所だと思います。もう1つ被害者支援にとっての非常に大きな関係機関として被害者支援センターというのが位置付けられると思いますが、こちらの理事のお立場というところから仲さんにお伺いいたします。自治体の条例ができることによる変化についてのお話をいただけますでしょうか。

仲： 条例制定後の変化につきましては、三重県全体と、それからセンターという、両方の視点でお話しさせていただきたいと思います。私は市町の担当者の研修を担当することが多いのですが、その研修のときに、「窓口にいらした順番で対応するのが公務員の誠意なので、条例ができる前は犯罪被害者の方に優先的に対応することが難しかったのですが、条例ができたことによって順番抜かしをする正当な根拠ができました」というお話をして下さった担当者がありました。ですので、当たり前被害者の方を支援する法的根拠ができるということは非常に大事なことだろうと思っています。また、条例があることによって施策に予算が付きます。予算が付くということは非常に大きなことで、事業を展開しようと思ったら必ず予算が必要なので、思いだけがあっても予算がなければ事業を展開ができないということが実際の問題としてあるという現実があります。三重県は推進計画を策定して、数値目標を作りました。センターの認知度を上げるとか、あとは市町で施策集を作りたいということ、29市町全ての市町で施策集を作るといった数値目標を作りましたので、ある意味PDCAサイクルができたと考えています。つまり、できたこと・できなかったことを整理しながら、翌年の施策を立てると見える化ができたということは成果だったと思っています。そして、それをするによって各担当者の意識が変化しましたし、すべきことが明確化されたということは非常に大きなことだと思っています。また、三重県には見舞金、それから市町には支援金がありますので、被害に遭われた方は見舞金を受け取れることから、例えば「申請のお手伝いをしますので、いかがですか」ということで見舞金や支援金をツールにして被害者の方につながる機会が非常に多くなったというような実績があります。

それから、総合的支援体制という言葉で条文の中に明言化されたことによって、連携体制が強化されました。スライドの右側は、みえ犯罪被害者総合支援センターと県市町との連携の状況です。これは昨年度の市町の総合的対応窓口との連携についての数値です。例えば生活保護とか、お子さんの問題とかは各市町の担当課のところに直接つなぎますので、それ以外の総合的対応窓口といかに連携をしたかという昨年度の実績です。まず直接的支援における行政との連携ですけれども、昨年度は見舞金の申請補助を8件行っております。そのうち三重県が13件、あと他県で被害に遭われた方もいらっしゃいますので、他県、それから三

重県内の市町 16 件と連携を実際に行っております。具体的には見舞金の申請補助だとか、生活支援、それから情報共有などを行っています。端緒は相談電話や警察情報提供、それから検察庁からご依頼を直接いただくようなこともございます。あと 2 番目は電話相談における行政との連携ということで、実際に市町の総合的対応窓口から直接センターのほうにお問い合わせをいただくことが結構あります。昨年度につきましては、強盗、傷害、薬物被害、声かけ事案など、「この件はどうしたらいいですか」など、市町の総合的対応窓口からセンターのほうに直接ご連絡をいただいた件数です。ですので、他の関係機関を含めると、その件数はかなり多くなるというような現状の中で、三重県は連携を行っているということです。私からは以上です。

尾崎： ありがとうございます。関係機関から見ても条例を作ることによって自治体が凄く変化をしているということが分かってきたかなと思います。かつてこの条例研究会を立ち上げたころ、いろいろな自治体で聞かれたのは「そもそも警察や支援センターが支援をしているんだから自治体は何をするの？」というのが一番最初に聞かれたことなんですけれども、こうやってだんだん施策が進んでいく、連携が進んでいく中で、自治体と警察と支援センターと、もちろんその他の関係機関が連携していくことで、より支援が漏れなく手厚く、長期的に支援を提供できるというような体制が見えてきたんじゃないかなと思います。

では、青木さんに次はお伺いしたいと思います。実際に条例の制定に被害者のお立場で関与されて、条例ができて、その後どういうふうに自治体に変化があったかなというあたりを、ご遺族の視点から感じる変化についてお話をいただきたいと思います。

青木： あらためて名古屋市の犯罪被害者等支援条例のリーフレットをご覧いただきながら、条例制定後、被害者の私どもの要望もあり、名古屋市役所の本庁には、専任の相談員を 2 名、配備をいただきました。職員の方ではなく、対人援助ができる専門家を置いていただきたいという要望を汲み取っていただけたと思っています。そして、広報啓発活動の一環として、「犯罪被害を学ぶ会」という名称で、被害者の声を聞いていただく、あるいは支援体制を知っていただくというような講演会も名古屋市主催で開催をいただいています。そして、職員の研修会も毎年していただいております。こうした取り組みは、条例という法的根拠があって、市町村の責務があるというところが、しっかりうたわれていることによって実施、継続もしていただいていると思います。特に職員研修等は、毎年行うことによって、異動で担当者が変わっても、支援の質を保っていただけるというところが、とても心強く感じています。

そして、逆に条例制定の影響があると感じているのは、県内の市町村に「おくやみ窓口」というような名称の窓口ができていくところがあります。私は、役所に両親の死亡届を出しに行く時に、とても不安な気持ちになりました。というのは、死体検案書、「何者かによる包丁による刺殺」というように書かれたものを提出したら、窓口の方はどんな顔をされるの

か、何か尋ねられたらどう答えら良いのかという思いを持ちました。おおよそ死亡届を出すところは出生届を出す窓口にもなるかなと思うのですが、「おくやみ窓口」を設けていただけるとするのは、ありがたいことかと思えます。被害者には多く警察関係者が最初に接するともいわれていますが、役所の窓口にそういった手続きに行くということで、市町村の方々にお世話になると思えますので、そうした窓口に於いてワンストップで支援をしていただくためにも、ぜひ条例制定をしていただけたらなと思えます。

尾崎： ありがとうございます。今、お話しいただいたように、条例ができることによって安定的に支援を受けられるというような、被害者のお立場からのお話になると思えます。意識されているかどうかは別として、条例が制定されることによって被害者の権利というものが、自治体における権利というものが確実になるというところが、大きな意味がある、被害者にとっても意味があるというところがあると思えます。

それでは、次の話題にいきたいと思うんですが、今と関連するお話になっていきます。つまり、支援を受ける権利を被害者が有しているんだというところが、非常に大きなポイントになるわけですが、条例を作った後にも、先ほど仲さんのお話にも出てきた通り PDCA、被害者の方が支援を受ける中で、より使いやすいシステムにしていく、より使いやすい窓口の形にしていくということが、とても重要なはずであります。そのあたりについて、条例を作って、施策を進めていく上で、被害者の声を継続してお話を伺っていくということが重要ではないかと。我々の会も被害者が創る条例研究会という名前で活動しておりますから、作る、そして進めるというポイントについてのお話を聞いていきたいと思えます。

2回続けてのご発言になってしまいますが、青木さんに伺います。実際にどのようなご意見を出されているのかということと、実際に被害者の声を取り入れるというところが、自治体にどういう姿勢があるのかということのお話を伺えますでしょうか。

青木： あらためて名古屋市のリーフレットもご覧いただきながらと思えます。条例制定の際も検討委員として参加をさせていただいたり、あるいはアンケート等もさせていただいたわけですが、例えばリーフレット真ん中の日常生活の支援の配食サービスも、政令市としてはたぶん名古屋市が最初に施策として取り入れてくれたのではないかなと思っておりますが、3つ目のポツのところを見ていただきますと、「犯罪発生の日から1年以内で最大30日間」というように要件が書かれています。制定当初は1カ月以内だったのですね。私たちはもちろん、他の被害者団体の方々の声も、いわゆるヒアリングをしていただくことによって、「1カ月って本当に混乱しているだけで、すぐ過ぎてしまうのです。逆にその後、気持ちが凄く落ち込んだりということが現れてきます。ですので、1カ月という期間を延ばしていただきたい」と「1年以内」に要件を見直していただいています。このように名古屋市では毎年度、被害者の声を聞いていただくヒアリングを実施していただいています。より使いやすいものにしていくということをお願いしたいなと思えます。

そして、愛知県のリーフレットもご覧いただければと思います。先ほど申し上げたように、条例制定後も支援に関する懇話会というものを設けていただいている、ここでも被害者の声を聞いていただいています。条例を制定した際に全て施策をそろえるのではなくて、こうして毎年・毎年聞いていただく中で、施策を追加し、支援の仕組みを少しずつ積み上げてきていただいていると感じます。条例制定当時は、このリーフレットにあります見舞金、そして2つ目の遺児の支援金、3つ目の再提訴費用の助成金と3つの施策を講じていただき、2年目に法律相談費用の助成、そして転居費用の助成の施策を付け加えていただいています。そして、総合的対応窓口という記載が左上にあるのですが、こちらは今年度に入って、相談員として県警OBの方2名を当面配備しますということで、設置をしていただいています。ですので、最初から全て網羅するというのではなくても、毎年、被害者の声を聞いていただき、積み上げていっていただくというところも大切かなと思っています。以上です。

尾崎： ありがとうございます。では、続いて仲さんに伺いますが、三重県では被害者の声を継続的に聞いていくというところで、どのような取り組みをされているのでしょうか。

仲： 三重県の事例をご紹介させていただきますが、先ほど青木さんがおっしゃったように、被害者の方のニーズを正しく理解するということが非常に大事で、支援者としては被害者の方の最善の利益を考えながら支援をするということが、基本的な考え方だと思いますので、その中で利益・ニーズはいったい何なのかということをも正しく理解するためには、必ず被害者の方のお声をお聞かせいただくというのは、本当に基本の基本だというふうに思っております。三重県につきましては、先ほどご紹介もさせていただきましたが、条例第9条に定める推進計画の策定及び検証に関する事項ということで、三重県犯罪被害者等施策推進協議会を設置するということになっております。その中にはご遺族が構成員として入っていただいているということがあります。こちらは交通事件のご遺族です。

それから、先ほど来、寺輪さんのお話も聞いていただきましたけれども、定期的に寺輪さんのお話をお伺いして、知事が変わるたびに知事と面談をしていただいたりしております。例えば、寺輪さんの損害賠償請求権の時効消滅が迫っていたときには、再提訴費用の助成金制度の新設をお願いして、2024年4月1日に施行していただきました。これは要綱対応です。それから、先ほど寺輪さんからのご紹介にもありましたように、仮釈放の件につきましては法務大臣のほうに意見書を提出させていただいております。このように被害者支援は、事件直後だけではなく、時系列に沿ってニーズが変化しますので中長期の支援が必要になってまいります。ですので、総合的に被害者の方たちにお声をお聞きするということが大事かなと思っています。

また、現行の三重県条例では性暴力被害者の方たちへの支援がカバーできないというような現実的な問題に直面をしておりますので、今年度、「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」検討懇話会というのが立ち上がりました。私はこの委員もさせていただいております。

ますが、その中でも2名の性暴力被害者の方に委員として入っていただいております。そのうち1名は三重県内にお住まいの性暴力被害者の方です。また、交通事件等の自助グループへの支援等も継続して行っておりまして、ことあるごとに被害者の方たちのお声を真摯にお聞きするような機会を持つようにしております。私のほうからは以上です。

尾崎： ありがとうございます。では、続いて飯牟禮さんにお伺いいたします。横浜市での被害者の声をお聞きするという取り組みについてのお話をいただきたいと思います。

飯牟禮： 横浜市では、条例制定時の施策懇談会をその後も年1回、継続的に開催しております。ご遺族、そしてご家族にメンバーとしてお入りいただき、ご意見を頂戴しております。これまで被害者等の意見を踏まえて要綱を改正したものとして、スライドにお示しをしておりますが、見舞金という名称について当初から違和感を指摘されておりました。もっと前向きに生活を支援するという意味で支援金への名称変更をいたしました。こういったお気持ちの問題については、まさに被害者等のお声を頂戴しないと分からないことかなと思っております。また、皆様、ご存じのように、性犯罪被害の心身への影響というのは多大でありまして、当初5万円だった不同意性交等の被害に遭われた方の支援金を、重傷病支援金の10万円と同額に増額をいたしました。また、わいせつの被害に遭われた方も、その被害に遭われた道を通れなくなってしまったり転居を余儀なくされたりと影響が多いため、新たに支援金を新設しております。また、先ほど配食のお話もありましたが、横浜市としましても、家事及び介護支援としてヘルパーを派遣したときの費用助成については当初から制度化されておりましたが、なかなか使いづらいということで利用件数がゼロだったんですね。ですので、他の自治体でも近年開始されてきた配食サービスの費用助成について新たに制度化をして、こちらについては利用件数も伸びてきております。また、私たちは支援のベースは相談というふうに考えておりますので、ご相談の中でさまざまなお困り事をお聞きしております。残念ながら現行の制度では、なかなか支援の対象外となる方々のお声というのも直接頂戴しておりますので、その中から少しでも制度化をするように目指しています。「条例制定というのは終わりではなくスタートだ」というふうに先ほど泉前市長のほうからもお話がございましたけれども、私たちが常々そのように考えておりました。被害者等とともに育てていくものだというふうに考えております。私からは以上です。

尾崎： ありがとうございます。まさに今、お話しいただいた通り、条例を作ってから、どのように使いやすいように変えていくのかということ、条例を作ったら「もうこれで終わり」ではないというところを感じていただけたかなと思います。もう1つ飯牟禮さんのお話の中で示唆的だったなと感じたのは、使われないというものがある場合に、使えるように支援を変化させていくということも大事だなと感じるところでございます。といいますのも、私もいろいろな自治体などでお話を伺っていると、「条例は作ったんだけど、なかなか支援

につながらないんです。条例を作るという壁は乗り越えたけど、次の支援がつながりません」というようなお声をよく伺うんですね。それはもしかしたら使いにくいのではないか、アクセスがしにくいのではないかというようなことも少し考えていただいて、被害者の声や被害者のニーズを考えながら、施策を進めていただきたいなと思っております。

では、そのような被害者の声を反映させることがとても大事だということをございます。ここでフロアのほうからご発言をいただきたいと思います。現在、被害者の声を非常に取り入れながら条例制定を進められている自治体として、東京の世田谷区から人権・男女共同参画課の平田根久様にご来場いただいております。世田谷区の状況について少しお話をいただけますでしょうか。

平田： 今、ご紹介いただきました世田谷区人権・男女共同参画課担当係長の平田と申します。よろしくお願ひします。世田谷区では、まさに条例を制定するというところで区内では6番目、23区では3番目を目指して、令和7年4月の施行を目指しているところです。先日、条例素案のパブリックコメントが終わりまして、たくさんのご意見をいただきました。区民の方のご意見、検討委員会でのご意見、それから議会の意見等々を踏まえて、これから条例案を制定し、3月の区議会で審議いただく、このような状況になっております。そして、条例を作る以前に世田谷区としましては、犯罪被害者支援の相談窓口を先行して今から3年ほど前に開設しました。専用の相談ダイヤルと専門の相談員を雇用して、今も2名いますけれども、相談を日々受けており、年間100件を超える相談を受けています。この相談実績からいろいろ分析し、区民・住民に一番近い自治体は、生活に関する支援が重要だということと、それから庁内の関係所管の連携が非常に重要なんだということを認識しました。それから、これまで受けてきた相談実例をもとに庁内の関係所管、福祉所管、保健所、教育、住宅、それぞれの所管から係長級の職員を選出し、一つ一つ事例に沿って毎月1事例、8カ月かけて研究してきました。こうしたところで今、世田谷区としては条例とともに15の支援メニューを考えております。給付金の他に日常生活支援として家事・育児・介護、それから就労準備、移動費用助成の他、相談に関する弁護士費用、相談費用の助成とか、カウンセリング費用の助成、こういったものも準備を進めています。こうした支援策を構築するには当然ながら被害者の方のご意見を聞かなければ構築できないということで、検討委員会には2名の方の被害者にも入っていただき、それから毎年暮れになると話題になります世田谷一家殺人事件の被害者ご遺族の方に、かなり時間を取っていただいて意見交換をしました。それから、我々よりも相談実績がある被害者支援都民センターの相談員の方、それから性暴力救援センター・SARC東京の相談員の方に、相談されている方がいったいどんな支援を求めているんだということでアンケートを取らせていただいて、支援メニューを構築してきた経緯がございます。条例施行後も被害者の方のご意見を取り込んで、実のある施策につなげていくことを我々はしていかなければいけないと考えております。私からは以上です。

尾崎： ありがとうございます。今、まさに現在進行形で動いている自治体の声というところで、お話をいただきました。

では、時間も迫ってまいりましたので、続いての話題に進めさせていただきたいと思います。今日の最後の話題ということになります。今、こちらにいらっしゃるパネリストの皆様も、県のことに関わっていらっしゃる方、市町村に関わっていらっしゃる方、政令市に関わっていらっしゃる方、自治体に関係する方といっても実は凄くレベルがまちまちではあるわけです。都道府県の支援というところと市町村の支援というところを、うまくつなげていく必要があるわけです。実際に今、国でも都道府県と市区町村の役割分担、どうやってこれを連携していくのかということが、非常に大きなトピックで、これから取り組むべき問題だということで、考えられているところでございます。従いまして最後の話題は、都道府県と市区町村は、条例を作るというレベルもそうですが、その他の支援をしていくというところで、どういうふうに役割を分担し、連携をしていくのかということのお話を伺ってまいります。では、まず最初に仲さんに伺います。三重県の県内での市町村との関係についてのお話をいただけますでしょうか。

仲： 三重県の現状のお話をさせていただきます。まず三重県につきましては、三重県条例が最初にできました。その後、27市町の条例と2市の要綱ができたという順番です。これらを策定するときには、市町の担当者は三重県の担当者にさまざまなアドバイスを受けています。ですので、三重県の担当者が中核になって、三重県内の市町の条例制定を推し進めてきたと言っても過言ではありません。県条例につきましては、広域自治体なので、広報啓発など県民全体のことを考えて、条例制定をします。それから、基礎自治体につきましては、生活サービスを持っているのは基礎自治体ですから、それが機能するような条例を制定します。

これらの連携体制をいかに取っていくのかということについて、これまで注力してきた経緯がございます。その中で三重県としましては、これは三重県の担当者談ですが、基本的には県と市町は良好な関係が築けているというような状況であるということです。市町の担当者会議を年に2回ほど行っておりますし、ブロック別研修会ということで、三重県内を6ブロックに分けて、各ブロックの警察署、それからその警察が管轄する市町の担当者、そして関係機関が集まりまして、事例の検討を行ったり、各市町が持っているサービスの情報提供・情報共有などを行っております。そして、そこに三重県の担当者やセンターの職員も入りますので、顔を合わせる機会が非常に多いというような関係もございます。その他、研修会であったりとか、県が主催する各種会議であったりなど、直接顔の見える連携体制ができているのではないかと考えています。ですので、担当者同士がかなり近い関係であるということ、それから支援についての相談もそうですけれども、広報のやり方などの業務以外のふとした疑問についても、すぐに電話がかかってくるというような、そういう関係性が県も市町もセンターにもできているというような状況かなと思います。ですから、県が「ぜひに」

とお願いしている事業につきましては、各自治体が前向きに考えてくれるようです。ただ、各自治体もさまざまな独自性がある、首長さんの考え方であったりとか、独自路線を走っているところもあったりとかしますので、そこを押しなべて平たくしながら、三重県全体で足並みをそろえていくことには課題があるかと思いますが、おおむね良好な関係を築きながら情報共有をしているというような、そういう状況かなと思います。私のほうからは以上です。

尾崎： ありがとうございます。では、群馬県の状況についてはいかがでしょうか。佐藤さん、お願いいたします。

佐藤： 私の立場としてなのですが、県と市町村の関係ということで、私が言っているものかどうかということなのですが、私の認識としてということなんですけれども、今、仲先生がおっしゃったような先進県なんかとは違うと思うのですが、おそらく当県なんかは、たぶんほとんどの県でもそうじゃないかなと思うんですけれども、県と市町村でそんなに連携がうまくいっているというところは、ないんじゃないかなと私は思っております。一応当県では基本計画に基づいて市町村への適切な情報提供・連携をすることになっておりまして、それに基づいて市町村担当会議、研修会、ハンドブックを作って配布したりとか、そういうことはしているようなのですが、まだ条例ができてそんなにたっていないということもあるんですけれども、まだ個別案件に対して支援で直接連携しているということは、ほとんどないと思っております。そういう意味でも有識者会議で受けて、現在、国を挙げて進めています途切れない支援に向けたコーディネーター制度、これが実現すると、県、県警、市町村、民間センター、その他の関係機関、そういうところがうまく連携していくということですので、それを進めていくことが非常に重要なことではないかなと思っております。そうすることで県が主体的に被害者支援分野に携われるようになると思っております、それに期待をしているところであります。以上です。

尾崎： ありがとうございます。いろいろと大変な現状もある、難しいところもあるというようなことも踏まえて、お話しいただいたかなと思います。では、東京都の状況について辻内さん、お話しいただけますでしょうか。

辻内： 東京都でも年1回の被害者等施策検討会に被害者にも入ってもらい、議論を重ねているところで出している資料をホームページから取ってまいりました。今、「なかなか県と市町村と直接連携をしての相談が難しい」というふうに群馬県の方からもお話がありましたけれども、まさにそのために都にコーディネーターを置いていただくことをお願いしました。どうしても区市町村と連携を取るのは都がやりやすいですので、そこで話を聞くと、これはおそらく全国的な実情だと思うんですけど、「総合的対応窓口担当にはなっています。

県の研修は受けています。でも、今まで一度も相談を受けたことがないんです」というような窓口の方が本当に多ございます。だから、区市町村は全然だめなのかという、そんなことはなくて、私たちが具体的な事例をつないでいけば、住民の方が困っていることなので、区の方は非常に、さっき「優先的な支援ができない」と言いましたけれども、優先的な支援に取り組んでいただいています。ワンストップでお部屋を取っていただいたり、それから庁内連携を使っただけの支援とか、一歩踏み込んだ支援を自治体はやってくれるんです。だって、基礎自治体の役割って困っている市民の相談に乗ることですよ。かつ、今、区市町村のサービスをもっと使いやすいようにしていこうというのが、区市町村の流れだと思っているんです。だから、そういう意味で私たちが本当に大変な思いをしている被害者の方に、こういう配慮をしてほしいというのを直接つなぐと、対応していただけるというのを実感としてつかんでおります。特にそれって、なかなか今、つながりにくい。被害直後、本当に混乱している、死亡届の後の手続きのときとかも、とても有効な手段になるので、警察の方から早めにつないでいただくような事例が出てくると、非常に効果的な支援ができるなというふうに感じていて、これも1つの方向性だなというふうに感じています。ここに区市町村の、ないですね。ごめんなさい、抜けてしまったね。配布資料にはあると思うんですけど、区市町村の関係なんかの効果も書いてありますけれども、条例の制定ももちろん東京都は進めていかなきゃいけないですけど、相談をつなぐという役割を都道府県が持っていくというのも、これからの重要な役割だなというふうに感じております。以上です。

尾崎： ありがとうございます。すみません、資料のほう、私がおそらくPDF化をするときに消えてしまったところがあったようなので、皆様、お手元の資料もしくはWebで配布されているものをご覧いただければと思います。お話があったように、なかなか今、どこの地域でも都道府県と市区町村の連携というところでは、課題を抱えているのが実態だなというところは、見えてきていると思います。でも、これはある意味で、施策が進んできていて、その中で1つの問題として、「じゃあ、どうしよう。基礎自治体と広域自治体、どうやって役割分担していこう」ということが新たに見えてきたところもあるのではないかなと思っています。先ほど仲さんのお話にもあった通りで、条例がどういう順番、県からできたのか、市町村が全部できてから県ができたのか、一部の市町村ができて、県ができて、さらにその後、市町村ができていくのかという、この流れによっても自治体がどうその役割を担っていくのかという難しさというのがあるなと思っています。すでにパネリストの皆様から少しお話が出てきてはいますが、それを1つ解決する策として、今年、国でも有識者検討会議が開かれまして、都道府県を中心としたワンストップという形、ワンストップサービスを提供する、都道府県を中心として市町村がそこに支援として入っていくというような形をつくっていく。そして、またその都道府県にコーディネーターという職を置くことによって、その連携をスムーズにしていこうという形が示されたところでございます。これが実現されていこうというところが、今の方向性になっております。

さて、これについてなんですが、今、すでに少しずつお話が出てきてしまっているんですけども、実際に現場で支援に携わっていらっしゃる皆様の視点として、この仕組み、県を中心としたワンストップ、コーディネーターを置くということについてのご意見を伺いたいと思います。まずは仲さんにお伺いできますでしょうか。

仲： まずコーディネーターをどこに置くかということですが、都道府県に置くケースと、それから民間支援団体の犯罪被害者支援センターに置くという、2つのパターンがあるのかなと思っています。その中で三重県につきましては、条例制定後すぐに2020年度から「みえ犯罪被害者総合支援センター」がコーディネート業務を受託しております。つまり、三重県ではコーディネーター制度が2020年度から始まっているという状況です。基本的にはセンターの事務局長が担っているわけですが、センターが受理した相談につきましては、どのような支援を行うか、どういうふうにつないでいくか、総合的に支援をしていくかということの検討もすでに行っております。見舞金の申請業務の手続きの補助とコーディネート業務が両輪で回っているというのが三重県の現状です。

見舞金の申請補助につきましては前のスライドでご紹介しましたので、このコーディネート業務はいったいどういうものかについてご紹介をしていきたいと思っております。まず総合的な支援体制の整備ということで、県、市町、警察及び関係機関、団体等との相互連携の促進という、これは先ほどご紹介しましたブロック別研修など、県が開くような研修会には必ずセンターが参加をするというような形になっております。それから、市町の総合的対応窓口の機能強化や支援従事者育成活動ということで、条例制定に伴う出前講座や研修などもセンターのほうで行っているということです。それから、犯罪被害者等への理解の促進ということで、三重県条例には犯罪被害を考える週間というのを作っておりますので、その週間に合わせて広報啓発イベントを県内で行っているということ、それから事業者等の犯罪被害者等への理解の促進ということで、センターには正会員制度というのがありまして、県内の事業者さんたちに正会員になっていただいておりますので、その事業者さんへの働き掛けなども行ったり、児童の犯罪被害者等への理解の促進ということで、幼児さんだとか児童さんに対して、さまざまなパンフレットとか冊子とかを配布したりというようなコーディネート業務もさせていただいております。ですので、県と市町との連携、それに伴うコーディネート業務につきましては、2020年度から行わせていただいているということがあります。今後は総合的対応窓口の職員さんたちが「なかなか相談に来ていただけないのです」というような、そういう現状をお聞きしているところもございまして、センターもしくは「よりこ」で受理した相談につきましては、被害者の方の同意を得てからのお話になりますけれども、「総合的対応窓口の方を巻き込んだ形で、連携して相談支援を行っていくというようなことを、これからさらに強化ができれば」というふうなお話をさせていただいているというのが現状です。以上です。

尾崎： ありがとうございます。続いて実際に東京都のコーディネーターをされていたというご経験をもとに、コーディネーターを今後、都道府県に配置していくことについてのご意見を辻内さん、伺えますでしょうか。

辻内： 先ほどの資料でコーディネーターの活動件数なんかも表の中に少し入れてあります。これが東京都全体として多いというのか少ないというのか評価は難しいところですけど、2名のコーディネーターでやっておりますので、結構いっぱいっぴいの状況です。私は最初のときに支援センターではなく東京都に置いてほしい、区市町村の連携ということを考えたら、ダイレクトに行くというので、東京都に置いてほしいというお願いをして、それはいったんの効果があったなと思っています。ここに役割なんかで書いてありますけれども、実際に区市町村におつなぎした事例をもとに研修や事例検討ができたというような効果もありますし、こういう被害者支援ノートという被害者向けのものですけれども、マニュアルも出したりしながら、区市町村の職員の方向けに作ったような部分もあると思っています。私たちがつなぐものもあるし、それから区市町村からの相談も少しずつ出てきます。今、区市町村に時々入る相談は難しい相談が多いので、「これでいいんだろうか」というような確認も入ってくるようになっていきますので、都に直接配置した効果はあると思います。ただ、今後はやはり人材育成、どういう人にコーディネーターになってもらって、その人材をどう育成していくかというのは、とても大きな課題だと思います。ただ、職務ができないと人材育成は進まないんですね。その前にいくら育成しようと思っても進まないで、神奈川なんかやっているように、元々公務員だった社会福祉さんとか専門職の方に、そこに入ってもらって、それこそそのためには国がいっぱい研修をしていただく必要が出てきますけれども、そこから人材が少しずつ、本当に気の長い話で申し訳ないんですけど、少しずつつくっていくことが、これからの課題で、そこについて、ぜひ進めていっていただきたいなと思っています。以上です。

尾崎： ありがとうございます。コーディネーターという制度は、被害者支援に実際に使われる施策というのは市区町村レベルであって、でも市区町村にはなかなかそこに人材が、実際に被害者支援に専門の知識を持った方がいらっしゃらないから、それをどうやって一緒に歩いていくかというところが、ポイントになってくるんだと、それがコーディネーターの役割だと、簡単に言ってしまうと、そういうところがあるんだろうと思います。そのような仕組みが全国でだんだん進んでいくというのが、今後の展開になっていくと思いますが、被害者のお立場として、そういう形がつけられていくことについての率直なお感じになることをお聞かせいただきたいと思いますが、青木さん、いかがでしょうか。

青木： これまで本当に捜査関係者の方とか支援センターの方とか、そして司法関係者、弁護士会の皆さんも含めて、被害者支援に関わってご尽力いただいてきたかと思いますが、申

し上げた通り生活への支援という目線では、県、市町村、自治体の取り組みがとても重要と
思っています。今日、PowerPointとか図を準備できなかったのですが、先ほどご紹介した愛
知県のリーフレットの一番裏面に、条例と、それから先ほど申し上げた支援に関する指針の
QRコードが載っています。そこを見ていただきますと、施策の中に愛知県が概要版、図を
載せています。そこには県と市町村の役割、関係性も示していただいています。そして県が
市町村をバックアップするところを、しっかりと書き示していただいていると感じ
ています。県の役割としてコーディネーターを置いていただくということはとても大切で、
先程、申し上げた通り総合の対応窓口には、当面警察のOBの方をまずは配置をしていた
きましたが、今後、福祉の支援の経験者や、対人援助ができるような社会福祉の資格を持
ったような専門家を配備していただくことが必要ではないかと思っています。これまでの支援
体制をより広げていただくために、社会福祉士といったような方々を巻き込んでいただ
くような取り組みを、ぜひ希望したいと思います。以上です。

尾崎： ありがとうございます。これから、何度も言っています通り、国の方針としては都
道府県を中心としたワンストップというものをつくり上げていくということになります
が、これも47都道府県それぞれ事情が違って、先ほど辻内さんがおっしゃったような
人材の問題もあれば、仲さんがおっしゃったような、どこがコーディネーターを担うんだ
という問題、それぞれの自治体が抱えている事情が、おそらくこれから解決しなければ問題が
いろいろあるかなと私も思っております。条例研究会としても、そのような課題についても、
これからも継続的に考えていきたいなと思っているところでございます。

それでは、お時間も迫ってまいりましたので、「おわりに」というところで、最後になり
ますが、皆様から言い残したところがないように一言ずついただければと思います。その際
にですけれども、ここにいらっしゃる方々は先進自治体に関連している方々、どうしてもこ
れから支援を作っていこう、条例を作っていこうという自治体の皆さんとか関係者の皆さん
にとっては、かなりレベルの高いお話が今までずっと展開されてしまったようなところがあ
るかなと思いますので、「ぜひこれから条例を作ろう、これから支援を進めていこう」とい
うふうに考えているけど、「どうしましょう、どうしていきましょう」と思いながら、このシ
ンポジウムをお聞きになっている関係者の皆様に向けたエールなども含めて一言という
ところで、私の、すみません、むちゃ振りかもしれませんが、一言いただければと思います。
では、これは席順で終わらせていただきます。青木さん、お願いいたします。

青木： 私の両親を殺害し無期懲役が確定した加害者は、現在、まだ服役中です。そして、
やがて社会復帰をしてきます。30年近い時間、いわゆる刑務所という安全・安心な場所があ
り、そして食事とか医療の保障があるわけです。30年間ずっと保障がされていて、そして出
所したら、再犯防止、再就職の取り組みといった支援体制があり、本当に手厚い保護を受け
ているなと思います。一方で私たち被害者は、この20年・30年という時間を懸命に働き、

税金も納め、ある意味、その税金はそういった加害者への対応にも使われているわけですが、そういった被害者が地域で生きているということを、今一度知っていただきたいと思います。被害後を懸命に生きている被害者を支えるために、ぜひ条例を制定し、被害者の支援強化の取り組みをお願いしたいと思います。

仲： 三重県の取り組みをいくつかこれまでご紹介をさせていただきましたが、三重県のホームページには「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」という、取り外しができるようなケース別にまとめてあるようなハンドブックがあります。これを参考にさせていただいて、いくつかの県が三重県のハンドブックを参考にしたいということで参考にさせていただいたりとかしていますので、もしよろしければ検索をしていただければと思います。それから、本日はご紹介をさせていただきました三重県の取り組みは、こういう形で毎年、年次報告書というものを作成させていただいております。これは今月の初めにやっと公開をされたのですが、毎年、年次報告書という形で報告をさせていただいておりますので、これを検索していただくと三重県がどういう形に変遷してきたかというのがお分かりいただけるといいますし、本日はご紹介できなかった取り組みも実はたくさんありますので、よろしければご参考にさせていただければと思います。推進計画の中で数値目標にしているものがありまして、それは各自治体が持っている施策をまとめた施策集です。犯罪被害者の方が利用できる施策はどのようなものがあるのかということ由市町ごとに冊子にまとめることをお願いしているのですが、県はセンターができた2005年当時から県の施策集を作成しています。市町につきましても、29市町、これができるようにということで、県の担当者が働き掛けをして、昨年度21市町までこの施策集を作っていただきました。これはなぜ必要かといいますと、担当者が変わったときにこの施策集がありますと、毎年、市町の施策は変わりますから、これを各部署に照会して、毎年、作り直さなければならなくなります。そうすると新しい担当者が来ても、自分の庁内の中にどんな施策があるのかをこの施策集を照会することによって確認することができるのです。ですので、こういう施策集もしくは窓口一覧というものを各市町に作っていただくと、それを各部署に照会しながら、毎年毎年リニューアルしていくことで、各担当者が変わっても一定の支援の質が保たれるという目的が果たされるわけです。さまざまな事業や施策の裏には必ず目的があります。だから、ただ単に施策を打ちましようということではなくて、「こうこうこういう目的のために、こういう施策を打って、そのためにこれぐらいの予算がいるのだ」という、そういう考え方で犯罪被害者支援の施策を作っていないと継続したものにはならないし、充実したものにはならないというようなことが実際にありますので、そのために条例が必要であるということもあるのですね。ですので、条例を作るのはゴールではなくて、ただのスタートにしかならないということです。それを継続して機能させていくためには、さまざまな工夫がいるということがありますので、三重県がどれだけ参考になるかは分かりませんが、これまで一生懸命やってきた歴史がありますので、ぜひ少しでも参考にさせていただければなと思います。ありがとうございました。

佐藤： 仲先生の後で言いづらいところではあるのですが、本県は被害者支援条例が全市町村で今年できることはできました。これは非常に大きな成果だと思っておりますが、途中で仲先生からお話があった通りなんです、PDCA サイクルで見直しという話がありましたが、そういう観点もこれからは必要になってくると思われました。ただ、当県でいろいろな自治体の方と話を聞くことがあるんですけども、いまだに相談が来てないとか、支援金も数件しか来てないというような自治体、もしくは全然来てないという自治体もあるというのが実情でもあります。ということで、まだ当県ではこの支援制度を広めていく段階なのかなと思っております。それで、被害者の方をワンストップで支援につなげていくような段階なのかなと思っております。

これから条例を作る自治体の方、私なんかと言うのも、おこがましいところではあるんですが、来年度以降からコーディネーター制度等がまたできていく段階で、いい機会だと思いますので、この機会を逆に利用して条例を作っていくというのも、いいのかなと思っております。パネリストとして参加させていただきましたが、逆にいろいろと勉強させていただきました。本日はありがとうございました。

飯牟禮： 自治体職員にとって条例制定をするというのは、非常にハードルは高いと私も思います。私は条例制定した後に着任しておりますので、偉そうなことは申し上げられないんですけども、被害を受けて孤立感・自責感の中にいる被害者にとって、行政は何を手伝ってくれたかということよりも、行政が支援してくれたという、そのこと自体が非常に大きな力になったというふうには、ご意見を頂戴しております。地元に着した基礎自治体が、条例を作ることが意義深いことなんじゃないかなと思っております。本日は貴重な機会をいただきまして、ありがとうございました。

辻内： 今日はどうもありがとうございました。最初の寺輪さんの話で、「条例、全然できてないじゃん、東京都」と、ばんと背中を叩かれた感じもしておりますけれども、東京都の被害者支援も、それこそ条例ができ、見舞金や転居費用なんかも非常に利用が進んで、私は少しずつ前進していると思います。今日は世田谷区の方が、お話しくださいましたけれども、いくつかの区市で作ろうという機運が出てきていることは確かです。それが進んで、東京都が本当に被害者支援を頑張ってやっているというふうに変わってほしいと思います。私も被害者遺族ですので、どこで被害者が生まれても支援ができるように、今、飯牟禮さんがおっしゃったように、そこの住んでいる自治体が支援してくれたということ、お金を出すとか、そういうことだけでなく、応援してくれたというのが、とても被害者にとって大きいことですので、それがもっと全国的に広がって、今度、こういうシンポジウムをやったら、東京都の区市町村がいっぱい集まっているみたいな状況が、できてほしい。そう

いう意味で今、東京都も頑張っている過程だというふうに思っただいて、ご理解いただけたらと思います。ありがとうございました。

尾崎： ありがとうございました。コーディネーターの都合で少し時間が延びてしまいました。とはいえ、むしろもっといろいろと私は皆さんからお聞きしたいことがいっぱい、なかなか時間が足りない中で、うまく引き出せたかなという不安も抱えております。皆さんがお話しいただいたところが、まとめになるかと思えます。私たち条例研究会としても、またこれからもいろいろと市町村、市町村だけではなく、都道府県が条例を作って、そこから被害者支援をどうやって進めていくのかということについても、皆様と一緒に考えていきたいと思っております。今日は重ねて拙いコーディネーターで申し訳ありませんでしたが、ありがとうございました。